

東京国際空港国際線地区貨物ターミナル
整備・運営事業

事業者選定基準

国土交通省
東京航空局

第1 事業者選定基準の位置づけ

本事業者選定基準は、国土交通省東京航空局（以下「国」という。）が、東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）を選定するにあたって、もっとも優れた提案者を選定するための方法、評価基準等を示したものであり、応募参加しようとする者に交付する募集要項と一体のものである。

第2 事業者選定の方法

1. 選定方法の概要

事業者には、PFIや施設の運営、設計、維持管理等の専門的な知識やノウハウが求められる。そのため、事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、提案を総合的に評価するものとする。

また、審査は国際線貨物ターミナルの基礎的な運営能力等の有無を判断する「第一次審査」と、具体的な事業計画等の内容を詳細に審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。

なお、第一次審査の得点は第二次審査に影響しない。

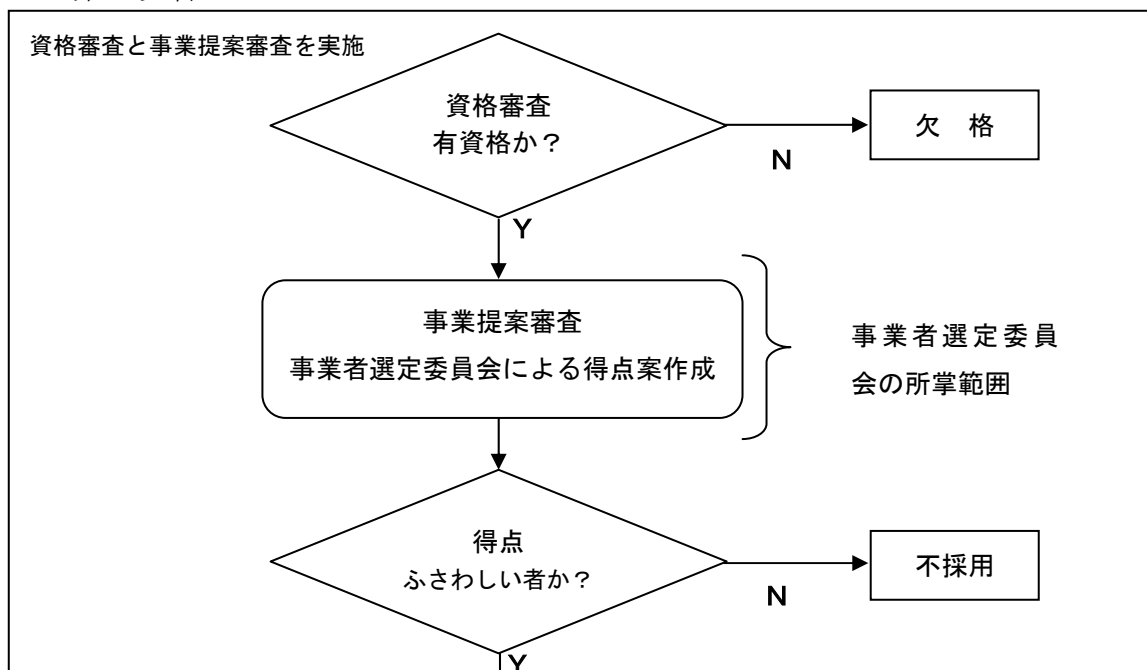
2. 事業者選定の体制

国は、事業者を選定するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、平成17年7月28日付けで「東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という。）を設置した。事業者選定委員会は、各提案について作成した得点案を国に報告し、国はこれを受けて事業者を選定する。

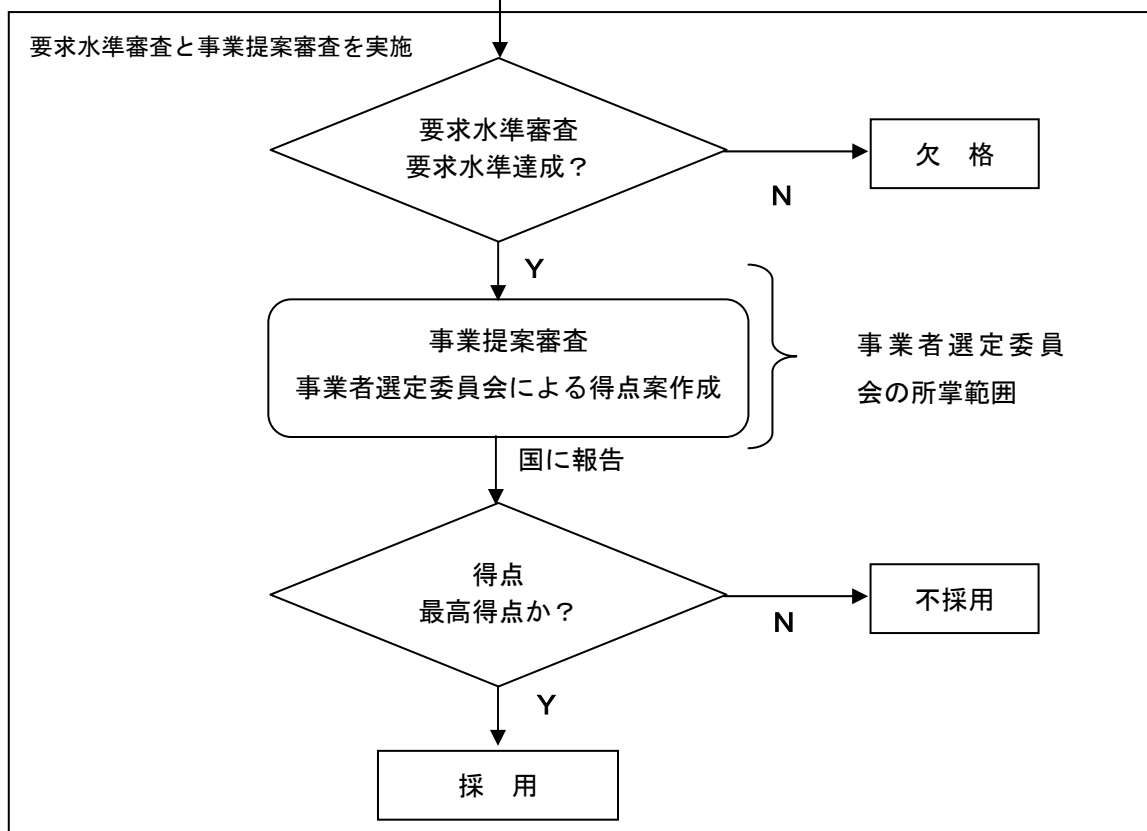
第3 審査の手順

審査の手順を以下に示す。

1 第一次審査



2 第二次審査



第4 第一次審査

第一次審査は、応募者が第二次審査に参加するにふさわしい者であるかを審査するものである。第一次審査の手順は以下のとおりである。

(1) 資格審査

応募者が募集要項に示す参加資格要件を満たしているかどうか審査を行う。

(2) 事業提案審査

事業者選定委員会は、応募者が国際線貨物ターミナルの基礎的な運営能力等を有するかどうかについて、審査を行う。

また、必要に応じて、事務局は、事業者選定委員会の指示・助言に基づき、応募者に対してヒアリングを実施し、事業提案を確認することがある。

(ア) 事業者選定委員会における得点案の作成

事業者選定委員会は、事業提案を審査し、(4)の審査基準に基づいて各提案の採点を行い、協議の上、得点案を作成し、国に報告する。

(イ) 国による審査結果の決定

国は、(ア)の得点案をもとに、各応募者の得点を決定する。

(3) 第二次審査参加者の選定

国は、(1)(2)の結果を踏まえ、第二次審査に参加するにふさわしい者（以下「第二次審査参加者」という。）を選定する。

(4) 審査基準

審査基準は次のとおりである。

各評価項目は、対応する様式によってのみ評価を行う。

評価分類	評価の主なポイント	配点	対応様式
1. 事業全体方針			
事業全体方針	<ul style="list-style-type: none"> 事業全体の基本方針について、国際物流の拠点としてふさわしい、質の高いサービスの提供を行うことが期待できる提案がなされているか。 	40	A-1
2. 事業実施体制			
S P C の経営体制	<ul style="list-style-type: none"> S P C の経営体制は、円滑な意思決定が可能なものとなっているか。 S P C の責任体制は本事業を実施することが期待できるものとなっているか。 出資者の構成は、本事業の各段階に応じて適切かつ安定的に事業を遂行できるものとなっているか。 	40	A-2
事業実施体制及び事業スキーム	<ul style="list-style-type: none"> 代表企業、構成員及び協力会社の体制は、本事業の業務内容に適切に対応することが期待できるものとなっているか。 本事業の特性を踏まえた適切な事業スキームが提案されているか。 業務を十分に管理できる体制となっているか。(責任の分担、指揮命令系統等) 		A-3
3. 類似業務実績			
貨物取扱業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積が1万㎡以上の貨物上屋において、輸出入貨物を取り扱った業務実績があり、本事業における貨物取扱業務が適切に行われることが期待できるか。 (貨物取扱業務の範囲：荷役業務、仕分け・検品業務、保管業務のいずれかに該当する業務) 	20	A-4
貨物上屋設計実績	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積が1万㎡以上の貨物上屋の設計に携わった実績があり、本事業においても高い設計能力を発揮することが期待できるか。 		A-5
貨物上屋施工監理実績	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積が1万㎡以上の貨物上屋の施工監理に携わった実績があり、本事業においても高い施工監理能力を発揮することが期待できるか。 		A-6
プロジェクトマネジメント実績	<ul style="list-style-type: none"> 初期投資額が50億円以上のプロジェクトの企画及び事業立ち上げを行った実績があり、本事業においても優れたプロジェクトマネジメントを行うことが期待できるか。 		A-7

第5 第二次審査

公募型プロポーザル方式により事業者を選定するため、第二次審査参加者の提案内容等を審査するものである。

1. 第二次審査の手順及び方法

第二次審査の手順は以下のとおりである。

(1) 要求水準審査

国は、第二次審査参加者からの提出書類の各様式に記載された内容（以下「事業提案」という。）が、「東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業 業務要求水準書」に示す要求水準（以下「要求水準」という。）をすべて充足しているかについて審査を行う。審査結果において事業提案がすべての要求水準を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない場合は欠格とする。

(2) 事業提案審査

事業者選定委員会は、要求水準審査で適格と判断された事業提案について審査する。

事業提案のうち国が特に重視する評価項目について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて得点を与える。事業提案審査による配点は600点満点とする。審査は事業者選定委員会において行う。

事業者選定委員会に、運営計画検討部会、施設整備計画検討部会、事業計画検討部会を置く。部会には、事業者選定委員会委員の他に専門委員を加えることができるものとする。

(ア) 部会における得点案作成

部会に与えられた審査範囲について、4. の評価項目の内容について「すぐれた提案がなされているか」を審査し、各審査基準・採点基準に基づいて各提案の採点を行い、協議の上、部会としての得点案を作成する。

(イ) 事業者選定委員会における得点案作成

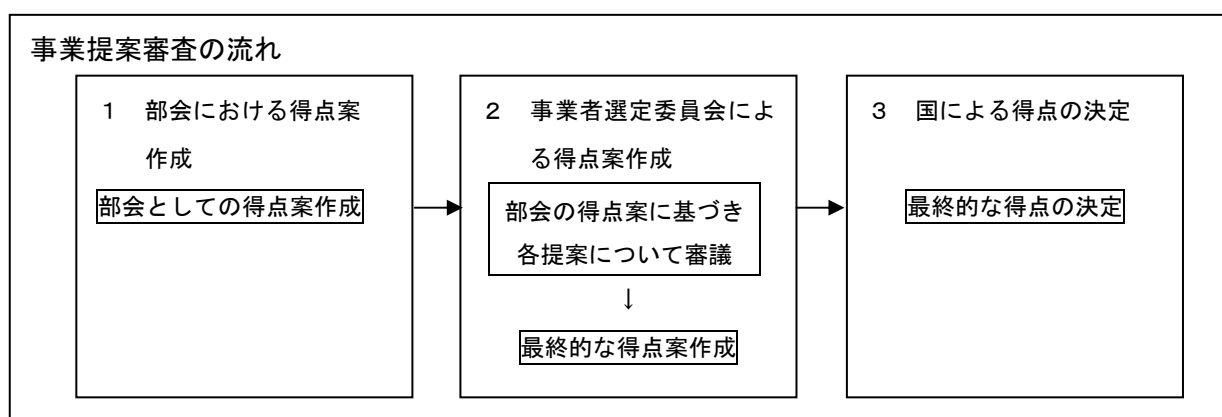
事業者選定委員会は、各部会において作成された得点案に基づき、各提案について審議し、最終的な得点案を作成し、国に提出する。

(ウ) 国による得点の決定

国は、(イ)の得点案をもとに、各第二次審査参加者の得点を決定する。

※ 各評価項目の配点については4. に示す。

※ 事務局は、事業者選定委員会の指示・助言に基づき、応募者に対してヒアリングを実施し、事業提案を確認することがある。



(3) 選定事業候補者等の決定等

国は、(2)(ウ)の各第二次審査参加者の得点をもとに、選定事業候補者及び次点選定事業候補者を決定する。

選定事業候補者は国と速やかに基本協定を締結しなければならない。国は、当該選定事業候補者との間で、事業契約の内容等の詳細について協議を行う。協議が整った場合は当該選定事業候補者が設立するSPCと事業契約を締結する。選定事業候補者と速やかに基本協定が締結されない場合又は事業契約の内容等の詳細についての協議が整わない場合は、国は、次点選定事業候補者とあらためて基本協定の締結等を行う。

また、事業提案審査終了後、事業者選定委員会の議事内容（事業者の選定後公開）を参考に意見を明確化し、国及び事業者が協議して契約時要求水準書への反映を行う等、当該意見を尊重する。

2. 事業提案の位置づけ

選定事業候補者の提示した事業提案については、契約図書にその内容が反映されるとともに、事業者は、これを履行しなければならない。なお、ヒアリングにおける、事業提案に係る質問及びその回答についても同様とする。

3. 第二次審査における留意事項

(1) 共通事項

審査にあたっては、提示を求める図面あるいはイメージ図等と、文書による記載内容に矛盾がある場合には、文書による記載内容が優先するものとする。審査を行う提案書類への記載方法は「東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業 提出書類の記載要領及び様式集」による。

(2) 要求水準審査

事業提案の内容が要求水準を充足しているか審査を行う。

事業提案は、国が定める要求水準に対して、どのように対処するのかを具体性をもって記載することが求められる。

国は、記載内容が要求水準を充足する妥当な方法及び内容であると判断できる場合にこれを充足するものとして判断する。なお、要求水準審査については、(3)の事業提案審査における加点対象にはならないが、要求水準を充足しない事業提案については欠格とする。

(3) 事業提案審査

事業提案審査では、国が特に重視する評価項目について、優れた内容であるかどうかの審査を行う。採点基準は評価項目ごとに設定しており、また評価項目ごとに配点を行っている。各評価項目の採点基準及び配点は4.による。

4. 評価項目

評価項目は以下のとおりである。

各評価項目は、対応する様式によってのみ評価を行う。

ア 全体事業方針に関する事項（計50点）

評価分類	評価の主なポイント	配点	対応様式
1. 全体事業方針			
全体事業方針	<ul style="list-style-type: none">・事業全般にわたる基本的な取組方針、実施体制について、本事業を適切かつ確実に実施していくための明確で優れた提案がなされているか。・社会情勢等の変化への柔軟な対応について、具体的かつ優れた提案がなされているか。・全体事業方針に沿った施設等の配置、構成について、公共施設として具体的かつ優れた提案がなされているか。	50	B-1

イ 運営計画に関する事項（計250点（うち20点は再掲点））

評価分類	評価の主なポイント	配点	対応様式
1. 運營業務全般			
基本方針（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・運營業務の基本方針、実施体制について、国際物流の拠点としてふさわしい、効率的で利便性の高いサービスの提供を行うことが可能な提案がなされているか。（再掲） ・社会情勢等の変化により新たな運營業務が必要となった場合等において、柔軟に対応できる提案がなされているか。（再掲） 	30	B-1
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・SPCによるセルフモニタリングの実施方針について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・顧客満足度調査について、利用者のニーズを適切に把握し、改善すべき点を明確に把握することができる提案がなされているか。 		C-1 C-2
2. 貨物取扱業務、航空運送事業者に対する施設貸与業務			
全体方針	<ul style="list-style-type: none"> ・航空運送事業者、貨物取扱事業者、荷主等のニーズに対応した効率的で利便性の高い貨物取扱サービスの提供について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・荷主の動向等に速やかに対応できる柔軟な貨物取扱サービスの提案がなされているか。 ・航空運送事業者、貨物取扱事業者等に対して、公平な貨物取扱サービス、施設貸与を提供することができるシステム、ルール、体制等について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・航空運送事業者、貨物取扱事業者等との対話の方法、航空運送事業者、貨物取扱事業者等から要望があった場合の対応方針等について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 	120	C-5 C-6
貨物取扱料金、施設賃貸料の徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物取扱料金、施設賃貸料の価格交渉の考え方や需要動向に伴う料金改定方針について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 		C-5 C-6
3. 構内道路及びトラックヤード等の管理業務			
構内道路	<ul style="list-style-type: none"> ・構内道路における交通の安全と円滑な物流を確保するため、国際線貨物ターミナル内の構内道路を走行する貨物車両等を適切に監視、誘導することができる提案がなされているか。 	20	C-7
トラックヤード	<ul style="list-style-type: none"> ・トラックヤードにおける安全で円滑な積卸を行うため、貨物車両等を適切に監視、誘導することができる提案がなされているか。 		C-8

評価分類	評価の主なポイント	配点	対応様式
トラック待機場	<ul style="list-style-type: none"> トラック待機場において貨物運送事業者等が円滑に貨物の積卸を行うことができるよう、貨物車両等を適切に監視、誘導することができる提案がなされているか。 		C-8
4. 警備業務			
警備方針	<ul style="list-style-type: none"> 国際空港として求められる高度なセキュリティを確保するための警備業務方針について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 	60	C-9
警備体制・警備配置	<ul style="list-style-type: none"> 巡回警備、制限区域への立入り制限等について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 事件発生時の緊急対応等について、マニュアルの策定、訓練の実施等により確実に実施できる提案がなされているか。 		C-9 C-10
5. 緊急時対策			
テロ等非常時対策	<ul style="list-style-type: none"> テロ等の非常時及び緊急時に迅速かつ適切に対応できる提案がなされているか。 	20	C-11

ウ 施設整備計画に関する事項（計200点（うち10点は再掲点））

評価分類	評価の主なポイント	配点	対応様式
1. 全体事業方針（再掲）	・全体事業方針に沿った施設等の配置、構成について、公共施設として具体的かつ優れた提案がなされているか。（再掲）	10	B-1 D-1 ～ D-4
2. 機能性・安全性・効率性	・ゾーニングについて、迅速で効率的な貨物取扱いが実現可能な、具体的かつ優れた提案がなされているか。	110	D-5
	・国際線貨物ターミナルとして必要な施設の機能（サービスレベルを含む。）及び規模の確保並びに構内道路、環状八号線等他の施設に影響を及ぼすことのない車両の出入のための設備等の整備について、具体的かつ優れた提案がなされているか。		D-6
	・施設利用者の安全を確保するための航空保安対策に係る施設整備について、具体的かつ優れた提案がなされているか。		D-7
	・社会情勢の変化に柔軟に対応するため、段階的整備が可能であること等の施設の発展性について、具体的かつ優れた提案がなされているか。		D-8
	・国際線貨物ターミナルとしての人、車両の円滑かつ安全な移動のための合理的かつ効率的な動線計画について、具体的かつ優れた提案がなされているか。		D-9
	・貨物地区利用者に対する案内等の情報提供施設・設備について、具体的かつ優れた提案であるか。		D-10
3. 環境保全性	・省エネルギー及び自然エネルギーの利用等の環境負荷低減のための方策について、目標値の設定及び実現方針を含め、具体的かつ優れた提案がなされているか。	20	D-11
4. 景観性	・貨物地区の基本コンセプトについて、周辺の景観との整合性に配慮した優れた提案がなされているか。	20	D-12
	・ランドスケープデザインコンセプトについて、国際空港としてふさわしい優れた提案がなされているか。	10	D-13
5. 施工監理計画	・施工の発注、周辺事業との調整、工程管理及び施工期間を通じての建設担当者の監理に当たる組織体制等について、具体的かつ優れた提案がなされているか。	10	D-14
6. 維持管理計画	・事業期間全体にわたる良質な公共サービスの確実な提供を可能とするための維持管理業務実施の考え方、実施体制及び具体的な業務内容について、具体的かつ優れた提案がなされているか。	20	D-15

エ 事業計画に関する事項（計150点（うち20点は再掲点））

評価分類	評価の主なポイント	配点	対応様式
1. 事業計画			
全体事業方針（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業全般にわたる基本的な取組方針、実施体制について、本事業を適切かつ確実に実施していくための明確で優れた提案がなされているか。（再掲） ・社会情勢等の変化への柔軟な対応について、具体的かつ優れた提案がなされているか。（再掲） 	20	B-1
事業収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたり、安定的でかつ妥当な提案がなされているか。 ・収益性を十分に検証し、過大なリスクのない提案がなされているか。 ・施設賃貸料等が、施設内容に照らして合理的で適正な水準の提案がなされているか。 	80	E-1
資金調達計画	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の内容や期間、支払等の条件を踏まえて、安定性やコストなどの観点から工夫・検討された適切な資金調達方法が提案されているか。 		
コスト縮減方策	<ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンスコスト、ランニングコストを含むコスト縮減への実施方針及び達成手法について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 	50	E-2
リスク対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・需要変動リスク等への対応策について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 		E-3